### 第 1 回

# 八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町 合併検討協議会

会 議 録

八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町合併検討協議会

### 会 議 録

会議の名称		八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会					
開催日時		平成15年5月15日(木)					
			16時32分				
開催場所		八日市市 八日市商工会議所					
議長氏名		中村功一					
Ŀ	出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり					
欠席者氏名		川瀬重雄 川副清厚 植田善夫					
	1 協議 協議第	1号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・ 湖東町合併検討協議会会議運営規程に ついて	2 会議結果 原案可決				
	協議第	2号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・ 湖東町合併検討協議会会議運営申し合 わせ事項について	原案可決				
会	協議第	3号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・ 湖東町合併検討協議会傍聴規程につい て	原案可決				
議事	協議第	4号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・ 湖東町合併検討協議会小委員会規程に ついて	原案可決				
項	協議第	5号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・ 湖東町合併検討協議会報酬及び費用弁 償に関する規程について	原案可決				
	協議第	6号 平成15年度八日市市・永源寺町・五個荘 町・愛東町・湖東町合併検討協議会事業計 画について	原案可決				
	協議第	7号 平成 1 5 年度八日市市・永源寺町・五個荘 町・愛東町・湖東町合併検討協議会予算に ついて	原案可決				
	協議第協議第	8号 新市まちづくり計画策定方針について 9号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・ 湖東町合併検討協議会新市まちづくり 計画策定委員会規程について	原案可決 原案可決				
	協議第1		原案可決				
	協議第1	1号 合併の方式について 2号 合併の期日について 3号 新市の名称について 別添のとおり	提案説明 提案説明 提案説明				

会議資料	別添資料あり	
	· 会 議	録の確定
	確定年月日	署 名 押 印
		署名委員
	平成15年5月23日	松下修治印
		市田重太郎印

## 出席者名簿

		協議	会				幹事	会・事務局	
役職		氏 名	種別	出欠等	役職	氏	名	職名	出欠等
会長	中 4	村 功 一	八日市市長			海外	友 之 進	八日市市助役	
副会長	久日	田 元一郎	永源寺町長			奥	善夫	八日市市収入役	
副会長	前日	田清子	五個荘町長			森 野	才 治	八日市市企画部長	
副会長	権	並清	愛 東 町 長			池田	平	永源寺町助役	
副会長	宮音	部 庄七	湖東町長			白木	駒 治	永源寺町町収入役	
	松	下 修治	議会推薦		幹事	戸三	善男	永源寺町総務課長	
	髙	村 与 吉	議会推薦			持 田	長三郎	五個荘町助役	
	吉氵	澤 克美	議会推薦			北 川	純 一	五個荘町総務主監	
	高村	橋 辰次郎	議会推薦			奥	善一	愛東町助役	
	杉乚	山 忠 蔵	議会推薦			鯰 江	茂信	愛東町収入役	
	西村	村實	議会推薦			吉岡	登	愛東町合併推進室長	
	密省	谷 要一郎	議会推薦			野村	新太郎	湖東町助役	
	植「	田 茂太郎	議会推薦			上 野	清 司	湖東町収入役	
	小!	嶋 柳太郎	議会推薦			高 野	治 幸	湖東町企画財政課長	
	西氵	澤 英治	議会代表			中嶋	喜 代 志	事務局長	
	織日	田直文	学 識 経 験 者		事	小 梶	隆司	総務班主幹	
	西	田弘	学識経験者		事務局	北 村	定男	調整班主幹	
	相	森幸子	学識経験者						
	武	久 健 三	学識経験者			出席			
	田田	中敏彦	学識経験者		,	· 欠席			
委	日	田 儀左衛門	学識経験者			, )( )()			
員	飯	尾 文右衛門	学識経験者						
	市	田重太郎	学識経験者						
	小「	西龍二	学識経験者						
	疋b	出 みゑ子	学識経験者						
	足	立 進	学識経験者						
	辻	裕 子	学識経験者						
	平月	居 貞 夫	学識経験者						
	三	輪 高裕	学識経験者						
	上丿	川 裕子	学識経験者						
	川 ;		学識経験者	×					
	川		学識経験者	×					
	清		学識経験者						
	植「		学識経験者	×					
	清		学識経験者						
	野村		学識経験者						
	廣	田綾子	学 識 経 験 者						

## 第 1 回 八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町合併検討協議会 会議録目次

項目	会議事件名	頁 数
【報告】	開会 あいさつ 委嘱状交付 委員自己紹介 織田委員のお話 (1) 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町 合併検討協議会設立までの経過報告 (2) 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町 合併検討協議会規約について (3) 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町	1 1~4 5 5~7 7~11 11~13 13~14
	(3) 八日市市・水源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町 合併検討協議会役員について (4) 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町 合併検討協議会協定項目及び協議日程について (5) 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町 合併検討協議会事務局職員名簿について	14 14 ~ 15 15
【協議事項】	会議録署名委員の指名	16
協議第1号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検 討協議会会議運営規程について	16 ~ 17
協議第 2 号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検 討協議会会議運営申し合わせ事項について	17
協議第 3号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検 討協議会会議傍聴規程について	17 ~ 18
協議第 4号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検 討協議会小委員会規程について	18
協議第 5号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検 討協議会報酬及び費用弁償に関する規程について	18 ~ 19
協議第 6号	平成15年度八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会事業計画について	19 ~ 20
協議第 7号	平成15年度八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・ 湖東町合併検討協議会予算について	20 ~ 21
協議第 8 号	新市まちづくり計画策定方針について	21 ~ 22

協議第 9号	八日市市·永源寺町·五個荘町·愛東町·湖東町合併検	22 ~ 23
	討協議会新市まちづくり計画策定委員会規程につい	
	て	
協議第10号	新市まちづくり計画に係る住民アンケートの実施に	23 ~ 24
	ついて	
【報告事項】		
報告第 1号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検	24 ~ 25
	討協議会幹事会規程について	
報告第 2号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検	25
	討協議会専門部会規程について	
報告第 3号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検	25 ~ 26
	討協議会事務局規程について	
報告第 4号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検	26
	討協議会会計事務規程について	
報告第 5 号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検	26
	討協議会会議資料の閲覧要領について	
【提案事項】		
協議第 11 号	合併の方式について	27 ~ 28
協議第12号		28 ~ 29
協議第13号	新市の名称について	29 ~ 30
	会長あいさつ	31
	閉会	31

### 八日市市長 (中村功一)

第1回八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議 会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町さんとともに、新しいまちづくりの第一歩の協議を始められることを、大変嬉しく思っております。また、その責任の重さを痛感しているというのが、現在の私の率直な気持ちであります。

市町村合併につきましては、全国各地で協議が進められております。今年の4月にも多くの新しい市が誕生いたしました。八日市市として協議を始めました平成12年でありますが、今日まで約3年半、多くの方々と協議させていただき、お話を聞かせていただきました。そして、多くのことを経験させていただきました。そういった中で、合併協議とは実に難しいものだなというのが率直な感想であります。

しかしながら、地方分権時代の21世紀のまちづくりを考え、そして、子どもたちにより住みよいふるさとを引き継いでいくためには、市町村合併は避けて通れない大変重要な課題であると認識いたしておりまして、何としても平成17年3月末の合併特例法期限内にこの合併を成就させなければならないと、強く考えております。

今回の合併協議に際しましては、今日までの経験を踏まえながら、 お互いのまちを思いやり、それぞれのまちの歴史や文化を大切にしな がら、お互いが共通する新しいまちづくりのビジョンを持って、また、 住民の皆さんのご意見を十分お聞きしながら取り組んでまいりたい と考えております。

最後になりましたが、委員をお願いいたしました皆さまには、何か とご多忙の中をご出席いただいております。厚く御礼を申し上げたい と存じます。地域の将来に関わる大きな事業に、長時間関わっていた だくことになります。今後何かとご苦労をおかけいたしますけれど も、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますが、 ごあいさつに代えさせていただきます。

司会

続きまして、永源寺町長 久田元一郎がごあいさつ申し上げます。

永源寺町長 (久田元一郎) このたびの合併協議会に加えていただくことができまして、大変嬉しく存じているところでございます。合併協議につきましては、皆さんとともどもに約2年間勉強してまいったところでございますが、住民説明等を先般来重ねてまいりましても、その2年間に勝る合併への思いが町民の中に芽生えていることを実感してまいりました。今後はこの枠組みの中で、皆さんのご指導をいただきながら、よりより市づくりに邁進していきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会

続きまして、五個荘町長 前田清子がごあいさつ申し上げます。

### 五個荘町長 (前田清子)

本日は、八日市市・永源寺町・愛東町・湖東町、そして五個荘町の合併検討協議会開催にあたり、皆さま方には公私ご多用のところご出席賜り、高席からではございますが、衷心より厚くお礼申し上げます。特に本日、各市町の学識経験者の皆さま、そして各議会代表としてご出席賜りました皆さま方には、大変ご多用の中をご参会いただき、厚くお礼申し上げます。

五個荘町は、周囲4km四方の、面積的には小さなまちでありますが、近江商人の発祥の地であり、先人の培われた歴史・文化を大切にしながら、まちづくりを行ってまいりました。今後この1市4町での新しい枠組みで、将来のまちづくりについて、皆さまのご協力のもと協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではありますが、第1回の合併検討協議会にあたりまして、ご あいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

司会

愛東町長 (権並 清) 引き続きまして、愛東町長 権並 清がごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、非常にお忙しい中この合併の協議会にご参画いただき、心より御礼を申し上げる次第でございます。

明治の廃藩置県以来、行政区画というものは、1つの川というものを境として設定されております。川と申しますのは、実は川筋の文化というものを共有いたしております。まちづくりと言いますものは、お互い共有できる者同士がまずまちづくりをしていく、こういうことが一番基本ではないかと考えております。

愛東町におきましても、愛知川という川がございます。そして、八日市市といろいろな交流がございまして、生活基盤もいろいろなものを共有しながら現在に至っているわけでございます。 しかしながら、この愛知川の川というもので 1 つの行政区画がずっとなされております。

昭和30年前後の合併におきましても、愛東町は八日市と合併したいという町民の願いがあったわけでございますが、現在のようにフリーなトーキングができなくて、行政区画の中で合併をしなければならないということで、愛東町は角井村・西小椋村という2つの村が合併いたしました。

昭和50年代におきましても、私どもの区長会が、行政区画変更を当時の武村知事にも申し上げてきた経緯もございます。

今回の合併にあたりましては、本当に、先ほど申しました共有できるもの同士がまちづくりをやっていきたい。八日市にないものが愛東町にある、それはそれなりにお互いに共有しながらやっていこうということが町民の願いでございました。そのようなことで、いち早く八日市を中心としたまちづくりに、一環として愛東町が参画を望んで現

在に至ったようなことでございます。

何といたしましても、新しいまちづくりは、自然環境、あるいは文化・教育、医療・福祉、そういう共通概念が持てる人たちで一つのまちづくりを進めていかなければならないということが私どもの真実の願いでございますので、この合併は何としても、委員の皆さん方のいろいろなご意見をいただきながら、立派に完成していかなければならないと願っております。どうぞひとつその点ご理解いただきまして、貴重なご意見をいただきますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

司会

最後に、湖東町長 宮部庄七がごあいさつ申し上げます。

## 湖東町長 (宮部庄七)

湖東町の宮部でございます。本日、東近江1市4町の合併検討協議会を設立ができ、また第1回目の協議会が開催できますことを、大変嬉しく思っております。八日市方面での合併を進めてきました私としては、本当に来る時が来たな、という思いでいっぱいでございます。

湖東町は、これまで生活圏は八日市でありながら、行政圏は彦根でございました。今日まで先人が行政圏の見直しを求めてきた経緯がございます。このような中で、今回の平成の市町村合併は、今後の行政運営、あるいは20年また30年先のまちづくりを考えた時に、やはり避けて通れない問題であると思っております。日常生活圏を共有する皆さんとともに合併協議を始められることは、本当に私といたしましても積年の思いでもあり、大変意義深いものであると考えているところでございます。

これから始まりますこの合併協議とは、この地域の将来のまちづくりを皆さんとともに考え、この地域に住む住民の方々をより良い方向へと導いていくことだというふうに思っております。これから協議を進めていくうえにおきましては、いろいろな調整あるいは課題などにも突き当たることと思いますけれども、皆さんと力を合わせ、また新しいまちづくりをするのだという共通の思いを持って、お互いに協力し合いながら解決していきたいと思っております。

1市4町の将来を展望した魅力あるまちづくりは、この協議会で決まるわけであります。そのためにも、皆さんとともに前向きな協議を進めていきたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げ、簡単でありますが、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。

なお、この協議会の役員につきましては、この後の議題の中にあります報告の中で、改めてご報告申し上げる予定でございますが、ここで、役員につきまして簡単に事前にご紹介させていただきます。

役員につきましては、1市4町の市町長の協議によりまして、会長には中村八日市市長、副会長には久田永源寺町長、前田五個荘町長、権並愛東町長、宮部湖東町長、以上のとおり決定していただいております。どうかよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、この合併検討協議会の委員をお引き受けいただきました皆さま方に対して、委嘱状の交付をさせていただきたいと存じます。なお、全員の皆さまにそれぞれ交付させていただきますのが本意ではございますが、本日のレジュメを見ていただきますとわかりますように、非常に盛りだくさんの内容でございます。時間の関係上、誠に申し訳ございませんが、代表 1 名の方に会長から交付させていただきたいと思います。他の委員の皆さまには、後ほどお配りさせていただきますので、どうかご了承賜りたいと思います。

それでは、代表いたしまして廣田綾子委員に交付させていただきま す。 廣田委員、前へお願いします。

### (委嘱状交付)

司会

引き続きまして、委員の皆様の紹介を、自己紹介によりましてお願いいたしたいと存じます。

恐れ入りますが、織田委員から始めていただきまして、後ろの席の 委員の方、そしてまた前の席の委員の方というように、前・後ろ交互 にご紹介をそれぞれお願いしたいと思います。

織田直文委員 (京都橘女子大学 文化政策学部教 授) 京都橘女子大学教授の織田と申します。

滋賀県をフィールドにまちづくりを勉強して、23年になります。 八日市市の滋賀文化短期大学に9年間ほど通っておりました。東近江 地域全般についてさまざまなまちづくりの研究を進めてまいりまし たので、今一番大きなテーマである合併問題についても、お役に立つ ようがんばってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いしま す。

西田 弘委員
(滋賀県東近江地域振興局長)
松下修治委員
(八日市市)
武久健三委員
(八日市市)
高村与吉委員

(八日市市)

この4月に東近江地域振興局長になりました西田と申します。どう ぞよろしくお願いいたします。

八日市市議会議長の松下です。どうぞよろしくお願いいたします。

八日市市の武久健三でございます。どうぞよろしく。

八日市市議会の合併検討特別委員会委員長の髙村です。どうぞよろ しくお願いします。 田中敏彦委員 (八日市市) 椙森幸子委員 (八日市市)

山田儀左衛門委員 (八日市市)

吉澤克美委員 (永源寺町) 飯尾文右衛門委員 (永源寺町) 高橋辰次郎委員 (永源寺町) 市田重太郎委員 (永源寺町)

小西龍二委員 (永源寺町) 疋出みゑ子委員 (永源寺町) 杉山忠蔵委員 (五個荘町)

西村 實委員 (五個荘町)

足立 進委員 (五個荘町) 辻 裕子委員 (五個荘町)

平居貞夫委員 (五個荘町) 三輪高裕委員 (五個荘町) 密谷要一郎委員 (愛東町)

植田茂太郎委員 (愛東町)

八日市市の田中敏彦です。どうぞよろしくお願いします。

八日市市の椙森幸子でございます。どうぞよろしくお願いいたしま す。

八日市市の山田儀左衛門と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

永源寺町の吉澤克美でございます。どうぞよろしくお願いします。

永源寺町の飯尾文右衛門です。どうぞよろしくお願いいたします。

永源寺町の高橋辰次郎です。どうぞよろしくお願いします。

永源寺町の市田重太郎でございます。どうぞよろしくお願いいたし ます。

永源寺町の小西龍二でございます。どうかよろしくお願いします。

永源寺町の疋出みゑ子と申します。よろしくお願いいたします。

五個荘町の議会代表の杉山忠蔵でございます。よろしくお願いいた します。

同じく五個荘町議会代表の西村 實でございます。どうぞよろしく お願いいたします。

五個荘町の足立 進と申します。よろしくお願いします。

五個荘町の辻 裕子と申します。どうぞよろしくお願いいたしま す。

五個荘町の平居貞夫でございます。よろしくお願いいたします。

五個荘町の三輪高裕と申します。よろしくお願いします。

愛東町の議会の密谷要一郎と申します。どうぞよろしくお願いしま す。

愛東町の植田茂太郎でございます。どうぞよろしくお願いします。

清水雅晴委員 (愛東町) 上川裕子委員 (愛東町) 小嶋柳太郎委員 (湖東町) 愛東町の清水雅晴と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

愛東町の上川裕子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

湖東町議会の小嶋柳太郎でございます。どうぞよろしくお願いします。

野村 一委員 (湖東町)

西澤英治委員 (湖東町)

廣田綾子委員 (湖東町) 清水重一委員

(湖東町)

司会

湖東町の野村 一と申します。よろしくお願いいたします。

湖東町議会の西澤英治です。どうかよろしくお願いいたします。

湖東町の廣田綾子と申します。どうかよろしくお願いいたします。

湖東町の清水重一でございます。よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

ただいまそれぞれ自己紹介をいただきました。特に織田委員につきましては、ご承知の方も多いと思いますが、地域計画あるいはまちづくりの分野におきまして、非常に専門家であられます。今日まで数多くの自治体においてまちづくり計画の策定を手掛けられ、あるいは地域活動にもいろいろと参画・指導されておられます。

また、最近ではNPO法人"ひと・まち政策研究所"を設立されるなど、大学の本業と併せまして、多方面においてご活躍されておられるわけです。以前から滋賀文化短期大学に在任されていた関係もございまして、今日まで私どもの地域におきましても、いろいろな分野や事業に大変お世話になり、この地域を熟知していただいております。

一方では、合併が将来のまちづくりを考えるということから、県内では甲賀地域あるいは高島地域におきます合併協議会に参画され、合併に向けた協議や、合併後のまちづくりのノウハウも十分お持ちでございます。

こうしたことから、少しお時間を頂戴いたしまして、今後の合併協議にあたりまして、織田委員から合併協議に向けたポイントや合併後のまちづくりの考え方などについて、少しお話をいただければと思います。織田委員、お願いできますでしょうか。

織田直文委員

改めて、今、過分な紹介をいただきました織田と申します。今日お見えの中には、本当にずいぶんまちづくりの方でお世話になった先輩方もたくさんおられますので、おこがましいのですけれども、ただ、時代は風雲急を告げておりまして、非常に緊迫した、というのは合併問題についてでありますけれども、そういう中で、及ばずながら少しでもお役に立てればということで、10分か、長くても15分までお

時間をいただいてお話をしたいと思っております。

今、世の中は、非常に急ぐ面と、ファストフードに対してスローフードという言葉が非常に流行ってきています。もう一度ゆったりゆっくり、物事を見たり考えたり、暮らしていくというスロー文化が見直されていますけれども、こと合併問題につきましては、悲しいかなと言うか、非常に悩ましいと言いますか、スローでは許されないという厳しさが現実にございます。

これは理論的にと言うよりも、私も今あちこちの県内の現場をつぶ さに進行形で関わっておりますので、非常に厳しいものがあるという ことです。

この時間内に3つ申し上げたいのですが、1つ目は、急がなければならない、スピード感と言いますか、だいたい市町村合併は、法定協議会が立ち上がって平均22ヶ月ぐらいと言われています。稀には、任意の段階から相当詰めておれば、法定協議会からそれだけは要らない場合もあるでしょうけれども、22ヶ月というとほぼ2年です。

私も長らくまちづくりとか、特に住民参加であるとか、地域の総意であるとか、意思の反映とか、そういうことをこだわってまいりましたので、通常の一つの市町村でも、新しいまちづくりを計画するには3年ぐらいはかけてほしいと言っています。ですから、それが今、私はまだ書類を全部見ておりませんけれども、これから縷々説明があるかと思うのですが、向こう1年ぐらいの間に相当のものを詰めていくということになるのかなと見ております。

22ヶ月というのは平均ですから、短すぎる、できないのではないかという心配はございません。私もまちづくりの計画をお手伝いしていて、2年かかるものが3ヶ月でできるということがざらにあります。やり方やいろいろな工夫によってはてきるということでありますが、いずれにしましても、急ぐ、スピード感を持たないといけないということを申し上げておきたいと思います。

法律の期限が少し延びるのではないかという話が巷でありますが、それは検討されていますし、若干何かの措置はあるかも知れません。それにしても、法期限内に少なくとも各市町の議決がないまま、ずるずるあと1~2年時間をくださいということには、私の見方ではないだろうと思っています。何ヶ月での調整でのぎりぎりのせめぎあいはあるにしても、これから恐らく事務局が示される作業スケジュールというのは相当きついものが出でくるだろうと見ているのですが、私が今強調していることを十分ご理解いただいて、限られた時間で申し上げていますので、誤解は覚悟の上であえて申し上げているのは、そこのところを何とか飲み込んでやっていただきたいと思うのが1つです。

2つ目は、しかしながら、いいものをつくらなければならないということです。言い換えれば、協議会の仕事は大きく分けて2つです。

新しい市の名前や合併の方式、あるいは市役所の場所、財産処分、期限はいつだという、たくさんの調整項目を詰めることが1つです。もう1つは、新市建設計画という、あたらしいまちになったらどんなまちづくりをするのかというビジョンを描かなければならないわけです。調整項目も、もちろん日々の大きなことから非常に具体的な生活に関わる事柄を決めなければならないので、確かにまちづくりとしては大きいのですが、新市のまちづくりをどうするのかという議論が大事だとずっと私は思っていました。そこに時間を取りたいものですから、できるだけ早くから枠組み問題は決めて、そしてよく練った方がいいですよとお勧めしていたのですが、なかなかこれは現実的には難しいところがあります。

今、順調にいっている例えば甲賀、5町でやっていまして、昨年の秋からだいたい3ヶ月から4ヶ月ぐらいで、策定委員会で新市建設計画の案をつくりました。協議会の場で資料を付き合わせながらまちづくりを議論するということは、なかなかできません。ですから、そういう委員会、ここも恐らくそういう流れになると思うのですが、かなりゆとりを持っていたにも関わらず、やはり正味議論できるのは3ヶ月ぐらいです。そうしますと月2回・3回、日によっては、皆さん仕事を持っているわけですから、朝から晩まで合併のことを議論できませんから、寄るのは夜6時半から集まって、気がついたら雪がしんしんと降っていて、明け方まではいかないけれども12時を過ぎていた、というのはざらです。そうしてできたものを協議会にお出しし、議論し、今やっとオープンにして各町で議論しています。

策定委員会でつくったからこれでお終い、ここで議論したからこれでいいではないか、ということではないので、民主主義的にきちんと返すということも入れますと、精一杯、1番目には急ぐとか時間が限りがあるから早くしなければいけないという話をしておきながら、2番目には非常に矛盾する話をしますけれども、だからこそ非常に悩ましい、非常に苦しいけれども大事な仕事です。

できればここに早く至って、いい議論をしてほしいと思います。今日は時間の関係で、私自身がどんなまちになったらいいかという個人的な見解は置くとして、また別の機会にするとして、そういう議論のスタートを早く切っていただきたいと思います。

1番目と絡むのですが、いいものをつくろうというのは、アイディアとか、誰かがやったらいいということではないのです。民主主義でやるという時には、時間とエネルギーがかかるのです。時間とエネルギーを確保するためには、絶えず早めにスイッチを押してスタンバイしていかなければいけないのです。ああでもない、こうでもないと議論しているうちに時間切れになれば、それでも何かつくらなければならないとなったら、お粗末なものしかできないでしょう。だから、スピードが命と同時に、いいものをつくるには、そのことも含めてスピ

ーディに早く進めていってほしいというのが2つ目であります。

3つ目は、したがって、「限られた時間でいいものをつくれ、急げ」なんて無茶苦茶だという話になるかも知れないので、ここは我らの英知と言いますか、やり方の工夫をするということです。3つ目の話の中に3つ言います。「工夫」と「集中力」と「決断」です。

やり方の工夫というのはどういうことかと言うと、通常ゆっくり時間があれば、一つひとつの議案を丁寧に説明して読解するのに、1回会議を潰します。次に協議して、結論を出すのはまた次の会、1つを決めるのに最低3回開かないといけない。これは理想ですけれども、これをやっていては追いつかない。提案説明して協議までいって、次の時に若干議論の延長をして決めるとか、提案をよく理解して、次の時には協議して、できるだけその時に決められるものは決めるとか、これはひとつの工夫なのです。3分の2に短縮されます。いくらなんでも、いきなり聞いていきなり決めろ、というのは乱暴すぎると思いますし、よく皆さん、私の話と絡めながらご判断いただきたいと思います。ものによっては非常に時間のかかるものもある場合もあります。しかし、ある程度みんなで進められるものはてきぱきと、適切に、粛々と進めていくという場面も、相当要るのではないかと思っています。

あるいは、大きな調整項目が整ってからゆっくり新市建設計画の議論に入るというのが普通ですが、協議会が立ち上がって議論するのを追いかけるように、あるいはほとんど同時並行で新市建設計画の議論をするというやり方をとるべきだと思います。ここで半年・1年議論してから新市建設計画を議論して、ということでは、とても間に合わないと思います。ですから、そういうこともご理解された上でやるべきだと私は思っています。

2つ目に、したがって、集中力が大事になります。四六時中事務局でこれに関わる方は別にしまして、皆さんそれぞれのまちづくりの仕事があり、ご商売があり、暮らしがあるわけです。できるだけ合併が何らかの形でできるまで、四六時中・24時間合併の問題を考えてほしいのですけれども、不可能でしょう。だから、忙しい間を縫って、どこかで集中的に考えるとか、あるいはこの場で議論する時に集中するという、集中力が求められてきます。全体の仕事ぶりもそうですし、流れもそうですし、一つひとつの会議を限られた時間の中で精一杯議論して、そして精一杯注意を傾けて理解して、最後には判断、決断なのです。

恐らく個人としても、こんな大事な問題ですし、いろいろなことに関わることですから、迷いますし、時間がほしいというのはやまやまですが、思い切ってイエスかノー、AかBかという選択を、大なり小なり迫られてきます。そこを各自もそれぞれ決断しなければならな

い。静々と、非常に静かな、重い決断ですけれども、やらなければならない。

同時に、当然この協議会としても決定をしていくということです。 理想は全員合意、しかし、いい意味での多数決という手法も必要だと 思います。いろいろな議論をし、全員合意ということを理想に掲げな がら、そういう形で進むところはもちろんそれでいいのですけれど も、どうしても議論が分かれて、しかし一定の結論を出さなければな らないという事態が迫った時には、そういうこともやるべきだと思っ ています。

直観力と言うと、すごく主観的で偏っているように見られますが、皆さんは長くいろいろな形の経験と知見を持っているわけです。例えば、合併について一通り勉強しようと思ったら、最低こういう分厚い本を全部読まなければいけないわけです。これは大変なことです。だから、その都度事務局に尋ねたり、あるいはアドバイスする方から説明していきますので、むしろ住民としての決断というのは、自分の直観力というものを信じてほしいと私は訴えています。それは決していい加減なことではなくて、何十年と生きてきた一人ひとりが決断者、意思決定者ですので、堂々と自分の信じるところを決断していただいたらいい、そのことを含めての決断だと思っております。

わずかな時間で、少し急いでお話したので、スピードというものをいい意味で大事にしてほしい、それから、その中で精一杯いいものをつくろうという思い、それから、やり方の工夫や集中力や決断というものを入れていただいて、素晴らしい、歴史に残る協議会の経過が進みますことを願って、私のコメントにさせていただきます。

司会

ありがとうございました。織田先生には、合併協議に向けまして3 つのポイントということで、貴重なお話をしていただきました。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告につきましては、 今日までの経過、協議会規約及び役員あるいは協定項目などにつきま して、当協議会の事務局の事務局長でございます中嶋から、一括して ご報告させていただきます。

## 事務局長 (中嶋喜代志)

それでは、水色の表紙の冊子をご覧いただきたいと思います。 この報告の中で、5点説明させていただきます。

まず、今日までの協議会設立までの経過報告をご説明申し上げま す。1ページをご覧いただきたいと思います。

合併に向けた取り組み経過です。八日市市、永源寺町、五個荘町、 愛東町及び湖東町は、今日までの合併への取り組み経緯を鑑み、合併 の必要性を再認識する中で、「市町村の合併の特例に関する法律」の 期限(平成17年3月31日)内での実現を目指すという考え方のもと に、まず、議会間を中心に合併の枠組みや取り組みについての協議が 進められ、これを受けて行政と議会による合併に向けた検討の場が設けられました。

この検討の場において、各市町とも、この1市4町が日常の行動をともにする生活圏域であり、同じ思いを保有しながら、無理のない自然な流れの中で形成された枠組みであるとともに、また、限られた期限内に実現可能な枠組みであるという共通認識を持つに至りました。

これを受け、首長と議会代表による合併検討会を設置し、合併協議会の設置に向けた具体的な協議を進めてきました。また、事務レベルにおいても検討会を設け、各市町から職員派遣を行いながら、合併協議に向けた諸準備や、協議会設置に先立ち事前の事務事業調整などを進めてまいりました。

こうした取り組みにより、5月に任意の合併検討協議会を立ち上げ、6月には各市町の議会の議決を得て、7月から法定の合併協議会を設置することを確認し、1市4町による任意の合併検討協議会の設置に至りました。

2ページでございますが、現在までの会議の経過をあげております。

まず、2月26日に、先ほど申し上げました議会を中心にいたしましてお集まりをいただきまして、議会代表懇談会を持っていただきました。この中で、合併の必要性、期限内での合併の実現、生活圏域による合併、こういうような共通認識であることをご確認いただきまして、蒲生町に対しての参加の意向打診を行うことも、ともに確認いただきました。

その後、3月4日に同じ議会代表の懇談会をお持ちいただきまして、1市5町の枠組みで合併に向けた取り組みを進める、議会からこの時点で行政へ働きかけを行い、首長も交えた会議を開催する、という点について確認をいただきました。

それに基づきまして、3月27日に、首長・議会代表懇談会を開催いただいております。その中で、5月に任意協議会を設置する、6月に法定協議会の設置の議決を行う、7月には法定協議会に移行する、この会議を「合併検討会」と改称いたしまして設置する、事務レベルにおいて協議会設置の準備や事務事業の実施を進める、4月1日付で職員派遣を行う、という点についてご確認をいただきました。

4月1日に、その確認に基づきまして、事務局の職員を各市町から 派遣いただいております。

4月24日に、この確認に基づきまして、事前幹事会を開催しております。幹事会は、助役、収入役、合併担当の部課長で構成いたしております。この中で、本日開いていただいております第1回協議会の報告・協議・提案事項について協議を行っております。

4月28日に、2回目の首長・議会代表合併検討会を開催いただきまして、この中で、蒲生町がまだ判断されておられなかったので、蒲

生町の判断とその参加時期、それから1市4町による任意の協議会の設置、最大の枠組みは蒲生町を含めまして1市5町で行う、という点をご確認いただき、その後、本日の協議会の規約、組織の概要、今後の日程等を協議し、ご確認いただきました。

同日に、その決定されました協議会規約に基づきまして、事前の首 長会議を持っていただきまして、本日前に並んでいただいております 会長、副会長を選出いただきました。

5月1日に、首長・議会代表合併検討会をお持ちいただきまして、 本日の第1回の合併協議会(任意)の開催について、協議会の内容、提 出議案について協議、調整を行っていただきました。

以上が、今までの合併に向けた取り組み経過でございます。

3ページでございますが、2点目の4月28日に決定いただきました任意協議会の規約について、ご説明申し上げます。八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会規約です。

第1条では、合併について1市4町が基本的事項について協議する ために合併検討協議会を置く、という設置規定でございます。

この協議会の略称でございますが、「東近江1市4町合併協議会」 と定めております。

協議事項といたしましては、合併に関する基本的事項及び必要な調査、合併に必要な将来構想の策定に関する事項、その他合併に関する事項を協議事項とすることと定めております。

事務所の位置は八日市市に置く、ということになっておりまして、 八日市市役所の別館に事務所を置くことになります。

第4条の組織につきましては、会長・副会長・委員をもって組織していただきます。

第5条には、先ほど申し上げました会長の選任規定を規定しております。

第6条は、委員さま方の選出についての規定でございます。合計37名の委員で構成されております。この委員構成につきましては、先ほど織田教授のお話にもございましたように、あと2年という特例法期限までの合併を考えまして、協議回数をできるだけ多く設けるために、任意協議会と今後議決をいただく法定協議会を切れ目なく進めていくために、法定協議会と同じような委員構成とさせていただくということで規約をお決めいただいております。

7条は、監事を2名置く、委員さまの中から会長が選任していただくということで規定させていただいております。

8条につきましては会長・副会長の職務、9条・10条・11条に つきましてはこの協議会の会議に関する規定、12条は小委員会の設 置の規定、これは随時設置する小委員会の規定でございます。13条 で幹事会の規定、14条で専門部会の規定、15条で附属機関の規定、 小委員会から付属機関までの内容につきましては、後ほど詳しく規程 の中でご説明申し上げたいと思います。

16条で事務局の規定、17条から18条までは財務・会計の規定、 その他必要な規定を設けまして、この規約につきましては、本日平成 15年5月15日から施行するという形でお決めいただいております。

次に役員でございますが、6ページをご覧いただきたいと思います。司会の説明の中でも申し上げましたように、協議会規約を決定していただいた後、規約第5条の規定に基づきまして、1市4町の長が協議していただきまして、この名簿に記載のとおりの選任をしていただきました。会長は中村八日市市長、副会長には久田永源寺町長、前田五個荘町長、権並愛東町長、宮部湖東町長がご就任をいただいております。

次に、監事でございますが、規約の7条の規定に基づきまして、会 長が選任させていただいております。杉山五個荘町議会議長と小嶋湖 東町議会議長の2名でございます。

次に、幹事会の幹事長と副幹事長の名簿をあげておりますが、幹事会につきましては、先ほど申し上げましたように、各市町の助役、収入役、合併担当部課長で構成、事前の議案提出の審査をする会議でございます。規約の第13条の規定に基づいて設置されております。4月24日の事前幹事会で選任されました幹事長として池田永源寺町助役、副幹事長として奥愛東町助役の、2名のご就任をいただいております。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。協定項目、協議日程についてご説明申し上げます。5月1日の首長・議会代表合併検討会で確認いただいた内容でございます。協定項目につきましては、1番から18番までに個別の項目、19番に事務事業の取扱いということであげておりますが、この中を24に細分いたしております。それから最後20番目に新市建設計画、この20項目を合併協定項目といたしております。調整の概要につきましては右の欄にあげておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

1・2・3番の合併の方式・合併の期日・新市の名称の選定方法につきまして、本日提案申し上げる予定でございます。

この合併協定項目の協議方針でございますが、9ページをご覧いただきたいと思います。合併協定項目の協議に際しましては、1市4町それぞれが保有する地域特性や今日まで築き上げられた歴史・文化などを相互に理解、尊重するとともに、新市としての視点にたって、新市の均衡ある発展と住民福祉の向上に努めることを基本とし、次の点に留意しながら協議及び調整を行います。

4点あげておりまして、1点目が一体性の確保、2点目が格差の解消、3点目が健全な財政運営、4点目が行政改革の推進、このような視点に立ちまして協議、調整を行っていただきたいと思います。

先ほど織田教授のお話の中にもございましたように、協定項目につきましては、今回提案させていただきまして、次回に協議・確認をいただくという2回方式でお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

10ページをご覧いただきたいと思います。この合併検討協議会、 それから議決をいただきました後の法定協議会も併せましての協議 日程を、10・11ページにあげております。

まず、本日開いております任意協議会の1回目、5月15日です。5月は2回、月末にも協議会を開かせていただきまして、6月に3回目の協議会、その6月に各市町議会で法定協議会の設置議決をいただきました後に、7月から法定協議会に移行させていただきたいと思います。次のページをご覧いただきますと、16年3月までで実質的な協議会での協議を終えまして、4月には最終の協定内容のご確認をいただきまして、5月に協定書の調印をいただくという日程で進めてまいりたいと思います。

それから、6月に各市町の議会で合併の議決をいただきます。その 後、合併の申請をいたしまして、予定では9月の県議会で議決いただ き、その後国の告示を経て、平成17年3月、法期限までに合併をし て新市を発足させたいという計画で進んでおります。

来年6月の合併議決以降は、新市発足のための準備作業がございますので、このような期間も見ますと、ほぼ1年の間に、新市建設計画を協議しながら各項目についても協議を進めていくという、窮屈な日程でございますが、十分集中して取り組んでいただきまして、このような日程で進みますようにご協力をお願いしたいと思います。

最後に、幹事会及び事務担当、それから事務局の名簿を12ページ ~14ページに掲載しております。12ページは幹事会の名簿、13 ページは各市町の合併担当者の名簿、14ページが事務局の名簿を付けておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。14ページ の事務局次長の欄が空欄になっておりますが、任意協議会の設置をいたしまして、重点支援地域の指定について県へ申請した後に、県職員の派遣申請をし、派遣を受けたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

司会

ただいまの内容につきましては報告ということで、あえて質疑の時間は取らせていただきませんので、また何か不明な点等ございましたら、各市町の担当者なり事務局の方にご遠慮なくお尋ねいただきたいと思います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定によりまして、中村会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 議長 (中村功一会長)

それでは、ただいまの報告にもありましたように、私が合併検討協議会の会長という大変なお役をお受けいたしました。どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

生活圏域をともにします地域が、同じ思いで、将来のまちづくりを 見据えながら、合併を必要とする判断の中でこの協議会を設置したと ころでございまして、協議会では合併の実現に向けまして、合併に関 しますさまざまな事項について具体的な協議をお願いするわけであ ります。1市4町の合併の成功がこの協議会での協議にかかっている というわけであります。

合併後のまちづくりを考えます時には、お互いの地域の文化あるいは伝統、まちづくりなどの地域の個性を尊重いたしますとともに、新市として高まる可能性を考えること、あるいは新たな交流や連携を重視することなどが大変重要だと思っております。

冒頭のごあいさつでも申し上げましたけれども、合併の協議に際しましては、やはり相手を思いやり、またお互いに譲り合うことを心掛けながら、さらには規模が大きくなることに伴い期待できることは何か、あるいは水準が高められるのは何かを常々考えながら、1市4町のこれからのまちづくりを協議できればと願っております。

こうした思いを待ちながら会長としての重責を果たしたいと思っておりますので、委員各位におかれましても同様の思いをお持ちいただき、ともに、先ほどの織田教授のお話を常に意識していただきながら、円滑なご協議をいただきますようお願い申し上げる次第であります。

なお、会場設営の関係などから、気軽に発言していただく雰囲気とはとても言いづらい面もございますけれども、どうぞ積極的にご発言いただき、堅苦しい雰囲気を無くしていただきたいと思います。忌憚のないご意見をお出しいただきますようお願い申し上げます。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

まず、会議録署名委員を指名させていただきます。一方的な指名になりますが、松下委員及び市田委員を会議録署名委員に指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

協議事項でありますが、協議第1号 会議の運営規程から協議第5号 報酬及び費用弁償に関する規程まで、いずれも会議に諮って決めていく規程でございますので、一括これを議題にいたします。

事務局から説明いたします。

### 事務局長

それでは、協議事項と書いてあります議案書をご覧いただきたいと 思います。

まず、「協議第1号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会開議運営規程について」ご説明を申し上げます。1ページをご覧いただきたいと思います。

この規程は、協議会の会議の運営に関する規程でございます。規約 第10条第3項に基づきまして必要な事項を定めるものでございま す。

会議の基本的な方針といたしましては、原則公開でございます。ただ、委員さま方の半数以上の賛成がございます時には公開しないことができるものとする、という規定を付けておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3条は、会長等の責務を規定しております。

4条は、会議の規定でございまして、先ほど議長から指名していた だきましたように、会議録の署名委員には2名の方にあたっていただ きます。

発言は、先ほど司会が申し上げましたように、議長の許可を得て発 言いただきたいと思います。

5条は、会議の進行でございますが、できるだけ全会一致をもって 進めるのを原則といたしますが、いろいろな議案がございますので、 協議を十分していただきまして、最終的にどうしても多数決で議決を させていただく場合には、出席委員の3分の2以上、これは各議会で も重要議案を議決する場合の数でございますが、3分の2以上の方の 賛成で議事を進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろし くお願いいたします。

6条に、傍聴の規定を定めております。

7条は、会議の規律の規定を定めております。

8条は会議録の規定で、会議録に載せさせていただく事項を規定させていただいております。この会議録も原則公開とされますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この規程は、本日から施行するものでございます。

次に、5ページをご覧いただきたいと思います。会議の運営の申し合わせ事項でございますが、今ほどの会議運営規程第10条の規定に基づきまして、会議の定例開催を原則で定めておきたいと思います。 開催日は、原則といたしまして毎月第4木曜日といたしたいと思います。会議の開始時刻は午後2時から、会議の開催場所は会長が定める場所でございますが、事前に各市町で調査をいただきまして、各市町順番に会議を持っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

会議録の調製でございますが、全文記録を行います。会議録が確定 した後、速やかに会議録を1市4町に送らせていただきます。

傍聴者への資料は、出席者と同じ資料を配布しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この規程の施行日も、本日でございます。

次に、6ページの傍聴規程でございます。現在は傍聴は、先ほど申 し上げましたように、この規程が定まるまで、事務局がつくっており ます内容で行っていただいておりますが、その内容と同じ内容を規程 にしたものでございます。

まず2条で、傍聴の定員でございますが、会場は順番に各市町を回りますので、会場の規模に応じて調整していきたいと考えております。できるだけその前の会議で定員数を連絡申し上げたいと思っております。

傍聴席は、一般の傍聴席と報道関係者の傍聴席に分けさせていただきたいと思います。

傍聴の手続きを、3条に規定いたしております。

傍聴証の返還の規定を4条、それから5条で、傍聴席に入ることができない方を7項目に渡りまして、こういう内容に該当する方につきましてはご遠慮いただくということにしたいと思います。

次のページの6条で、傍聴される方の守るべき事項を7項目に分けてあげておりますので、遵守いただきたいと思います。

その他関係規定を整備いたしまして、この規程も本日から施行いた したいと思います。

次に、10ページをご覧いただきたいと思います。小委員会の規程 でございます。この規程は、規約第12条第2項の規定に基づきまし て、必要の都度随時設置する小委員会についての規定を定めておりま す。この小委員会は、協議会から付託された事項について集中的に審 議・調査いただく内容でございます。

委員につきましては、設置の都度、会長がこの会議に諮りまして指名させていただきたいと思います。

4条、5条は、組織、委員長等の職務を規定いたしております。

6条、7条で、会議の規定を定めております。

8条で、小委員会でご審議いただきました経過・内容につきましては、この協議会に報告いただくという規定を定めております。

その他関係規定を付けまして、この規程につきましても5月15日 本日から施行いたしたいと思います。

最後に12ページ、協議会委員の方々の報酬また費用弁償に関する 規程でございます。これは規約第19条第2項に基づきまして定める ものでございます。この協議会の会長、副会長、委員及び監事の方々 には、報酬は日額5,000円と定めさせていただいております。ただ、 町長さま方、市長さん、公共団体の常勤の職員の方には、申し訳ござ いませんがこれは支給しないということにさせていただきたいと思 いますので、よろしくお願いいたします。

2項は、学識経験者の方の報酬額は別に定めるという規定でございます。

3条で費用弁償、これは旅費のことでございますが、委員さんが職務で出張していただく場合には、次のページに掲げております旅費を支給させていただきたいという規定でございます。

4条は、この支給方法につきましては、八日市市の条例の規定を準 用するという規定でございます。

それから関係の規定を付けまして、この規程につきましても本日から施行させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

協議事項の1号から5号まで、ただいま事務局から説明を申し上げました。協議会の会議の持ち方等基本的なことでございますが、何かこれまでの説明でご意見がおありでしたら、発言してください。

(なしの声あり)

議長

ご意見が特にないようでございます。それではこのように決定させていただきます。

途中ですけれども、ここで少し休憩を取りたいと思います。

司会

3時25分から再開をお願いしたいと思います。

(休憩)

議長

会議を再開いたします。

協議第6号は事業計画、協議第7号は予算であります。これを一括 議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局長

資料は2部、協議第6号・協議第7号と書いている資料をご覧いただきたいと思います。6号は事業計画、7号は予算でございます。

まず6号からご説明いたします。平成15年度八日市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会事業計画について、別紙のとおり事業計画を定めておりますので、次のページをご覧いただきたいと思います。

5点ございます。

1番目は、会議の開催でございます。協定項目の調整を行いますのに会議を開催いたします。本日開いていただいておりますような合併協議会の開催、それから、それまでの各種の会議の開催を項目といたしております。

2番目は、情報提供事業でございます。情報紙の発行を2ヶ月に1回行います。その中間に、地方紙の紙面買い取り、新聞折込を交えまして、増刊号という形でこの協議会の近況報告をさせていただきたいと思います。

それから、ホームページの開設を本日行いました。

協議内容と結果などを、各市町で住民さま方にご説明するための住 民説明会を開催いたします。この3点を情報提供事業ということであ げております。

3番目は、調査研究事業でございます。各種の研修会への参加や、 先進地への視察をしていただきます研修を考えております。

4番目は、合併協議の推進事業といたしまして、後ほどご説明申し上げます新市建設計画・新市まちづくり計画の策定、それから新市の名称募集をあげております。

5番目は、事務事業の調整事業でございます。電算システムの統合に関すること、新市の条例・規則等の例規の整備、それから、その他の行政事務(約1,600項目)の調整、このような事務事業の調整を実施する、この5点が事業計画でございます。

続きまして、協議第7号の予算についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、この任意の合併検討協議会の予算といたしましては、一市町3,000,000円ずつ均等にご負担いただきまして、15,000,000円の歳入でもってあたりたいと思います。

次のページの歳出でございますが、運営費の中の会議費といたしまして、協議会の経費 1,856,000 円、委員さま方の報酬、消耗品、委託料、会場の使用料等をあげております。その他の各種会議の費用といたしまして、70,000 円をあげております。

事務局の経費といたしまして、旅費、消耗品等の需用費、郵送料・電話代、事務所内にコンピューターネットワークを引いておりますその委託料、コピー機の賃借料、備品購入経費等で 2,820,000 円を計上いたしております。

次のページの事業費の中で事業推進は 9,915,000 円でございますが、その中で情報提供事業費といたしまして、協議会だより、その版下作成、ホームページの管理運営費等で 2,530,000 円、2番目に調査研究事業費といたしまして 625,000 円、これは分科会等の研修旅費、事務局職員の旅費、委員さん方に研修をいただく場合のバスの借上料等をあげております。

3番目が合併協議推進事業費といたしまして 446,000 円でございますが、主なものといたしましては、新市まちづくり計画用アンケートの郵送料、それの返信に係る郵送料、計画の策定業務の委託料、パンフレットの版下作成等で 4,460,000 円を計上いたしております。

4番目に、事務事業調整費といたしまして、調整に係る消耗品、例 規の策定の事業委託、電算システムの基本設計の委託料を含めまし て、2,300,000 円計上いたしております。

予備費といたしまして、339,000 円計上いたしまして、歳出合計 15,000,000 円の予算でございます。

以上2点をご審議いただきますよう、どうぞよろくお願いします。

議長

ただいま事務局から説明いたしました第6号議案及び第7号議案 について、何かご意見・ご質問がございましたらお願いします。

### (なしの声あり)

議長

特にご意見はないようであります。したがいまして、第6号議案及び第7号議案につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

#### (異議なしの声あり)

議長

ありがとうございます。ご異議なしと認め、原案どおり可決決定い ただきました。

続きまして、協議第8号から協議第10号を議題といたします。こ 3つの議案につきましては、合併後の新市の姿、まちづくりのビジョンなどを住民の皆さんに明らかにしていくと同時に、新市まちづくりの指針とする計画の策定に関する議案でありますので、8号から10号まで一括して事務局から説明いたします。

#### 事務局長

資料は3部に分かれております。

まず、協議第8号 新市まちづくり計画の策定に方針について、ご 説明申し上げます。

新市まちづくり計画の策定方針。新市まちづくり計画(市町村の合併の特例に関する法律に基づき作成する「市町村建設計画」)は、合併市町の将来のまちづくりに関するビジョンを住民に提示するとともに、新市のマスタープランとしての役割を果たすものです。策定にあたっては、次のような方針で臨むものとします。6点の方針をあげております。

- 1.この計画は、合併関係市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指して策定します。
- 2.この計画は、合併関係市町の総合発展計画の内容や精神を十分検討しつつ、新市の広い視野にたって策定します。
- 3.この計画は、ソフト、ハードの事業を盛り込みながら、将来を 見据えた長期的視野にたって策定します。
- 4.この計画は、シンポジウムの開催、住民アンケートの実施などにより、住民意識の把握に努め、住民の意見が反映するよう策定します。
- 5.この計画における新市の財政計画については、地方交付税、国 や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全 な財政運営を行うよう策定します。
  - 6.この計画のより詳細かつ具体的な内容については、合併後、新

市おいて策定する総合発展計画などに委ねます。

この6点を基本方針として臨むことといたします。

次に、計画の構成でございますが、新市まちづくりを進めていくための「基本方針」、基本方針を実現していくための「主要施策」、「公共的施設の整備統合」および「財政計画」を中心に構成いたします。

計画の期間は、この計画における主要施策、公共的施設の整備統合 および財政計画は、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く 10年度間にかかるものとします。

この計画の策定については、合併協議会規約第15条の規定に基づく附属機関として、後ほどご説明申し上げます「新市まちづくり計画策定委員会」を設置し、協議のうえ、協議結果を合併協議会に報告していただき、この協議会で決定いたします。

以上が策定方針でございます。

次のページに資料1として、新市まちづくり計画策定のおおまかな 手順を時系列的にあげております。本日、先ほど申し上げました策定 方針をご確認いただいた後、後ほどご説明申し上げますが、住民アン ケートを実施し、住民の意向の把握等をいたしまして、同時に策定委 員の募集をいたします。その募集をいたしまして、この協議会の委員 さま方の中から2名と募集された委員さん方で「新市まちづくり計画 策定委員会」をつくっていただきまして、各市町の事務事業の調整等 を行ってもらいまして、将来構想部分を本年9月ぐらいまでの期間に おまとめいただきたいと思います。そのような構想部分につきまして も、報告ができるような状況になりましたら協議会に報告していただ き、最終的には9月にご確認いただいて、それに基づいて新市まちづ くり計画等をつくっていきます。

その中で、構想がまとまった時点で、それを住民の方々にシンポジウム等を開催させていただいてご説明申し上げ、そこでまたご意見をいただいて、計画の中に反映してまいりたいと思います。

それが十分詰まるまでに、県計画等がございますので、事前に県と協議させていただいて、その回答を得まして、最終的な計画をまとめていただきたいと思います。そのまとめていただく時期が平成16年3月、第12回協議会でおまとめいただいて、ご確認をいただくという予定をいたしております。その内容を知事、総務大臣に送付いたしまて、協定書の締結に入りたいという手順で進めたいと考えております。

次のページの資料 2 につきましては、新市建設計画の策定の基礎になります法律をあげております。

資料3は先進地の事例をあげております。以上でございます。

次に、協議第9号の新市まちづくり計画策定委員会規程をご説明申し上げます。

この規程につきましては、規約第15条第2項の規定に基づきまし

て、附属機関として設置いたすものでございます。

所管する事項につきましては、この協議会から付託されます新市ま ちづくり計画策定のための調査及び審議でございます。

委員の人数は、30名以内で構成したいと思います。そのうち10名をこの協議会の委員さんの中から各市町2名ずつ選出いただきたいと思います。それから、識見を有する方2名にお入りいただきます。公募による住民の方々は、18名お入りいただきます。そういう30名の策定委員会でまちづくり計画を審議していただきたいと思います。

4条、5条は役員、職務の規定、6条、7条に策定委員会の会議の 規定、8条で会議の審議結果・経過を協議会に報告する規定を設けて おります。

この規程は本日から施行したいと考えております。

資料 1 として、策定委員の中の公募の委員さんを募集する募集要領、チラシ・パンフレットを付けております。18名募集いたしたいと考えております。6月20日頃に期限を設けまして、その選考を、助役さん、企画担当の課長さん等で構成いたしまして審査いたしまして、委員の決定を月末までにしていきたいと考えております。

次に、協議第10号のアンケートの実施について、ご説明申し上げます。まず、実施要領をご覧いただきたいと思います。

これは、新市まちづくり計画をつくるために、住民の皆さま方にご 意見をいただくための基礎データとするために、ご意見を記入してい ただくアンケートを実施するものでございます。

まず、調査の種類でございますが、住民意識調査と中学生意識調査 の2本を行いたいと思います。

調査項目は、町の現状について、新市に活かすべきまちの資源、将 来のまちのイメージ、重点的に取り組むべき施策等を調査してまいり たいと思います。

調査の時期は6月を考えております。

まず、住民意識調査につきましては、15歳以上の方を各市町無作為に11,762名、これは統計手法で選ぶ人数でございますが、国勢調査の人口を割り振りまして、標本数を算出いたしております。この人数の方にアンケート調査をさせていただきたいと思っております。

中学生の意識調査につきましては、中学3年生に在学されている生徒さん方のアンケートを実施いたします。これは、全員の方々に実施したいと考えております。

次のページの資料1の中に、アンケートの調査事項、住民意識調査 につきましては9項目、中学生意識調査につきましては8項目につい てアンケートを実施いたします。

アンケートの人数(標本)抽出方法につきましては、統計手法に基づきまして計算いたしておりますので、一般の住民意識調査につきまし

ては、真ん中の欄に「計算上の必要標本数」と書いております数を取 るために、予想回収率を40%と想定いたしまして、各市町2,000強 の標本数、アンケートをさせていただく方を抽出いたします。その合 計が 11,762 名でございます。

この結果、アンケートの資料につきましては、結果の反映をする集 計につきましては、全体集計につきましては、それぞれの市町のデー タを人口比によりまして再計算して全体の集計とすることで、人口に 比例した意見が反映する形としたいと思います。

中学生につきましては、4月8日現在の生徒数でございますが、1 市4町で852名の方にアンケートをさせていただきたいと思います。 資料2は、先進地事例を3地域あげておりますので、ご覧いただき たいと思います。

資料3につきましては、実際のアンケート用紙の内容をあげており ます。最初が一般用でございまして、6ページまで、先ほど申し上げ ました項目を文章化したものをアンケート調査票としてつくらせて いただいて、これを抽出された方に送付してご回答いただくという方 法で実施します。

資料4では、中学生用のアンケート調査票、8項目を文章化したも のでございます。これにつきましては、これ以外にこのアンケートの 方針ほか資料等を添えまして、生徒さん方にわかるような形でアンケ ートを実施してまいりたいと考えております。

以上、3点の新市のまちづくり計画に関する事項につきましての提 案でございますので、協議をよろしくお願いいたします。

どんなご意見でも結構です。ございましたらお願いします。

事務局でも一生懸命、先進例でありますとかいろいろな事例を参考 にしながら、事務局の中でお互いに協議を重ねて議案を提案させてい ただいております。

特にご意見もないようでございますので、それでは第8号議案から 第10号議案まで、3つの議案につきまして原案をお認めいただくこ とにご異議ございませんか。

### (異議なしの声あり)

ありがとうございます。異義なしというご発言をいただきまして、 原案どおり可決決定いたしました。

次の議題は報告事項でありますけれども、いずれも協議会規約に基 づきまして会長が別に定める規程であります。報告第1号から報告第 5号まで、一括して報告いたします。

事務局長

資料をご覧いただきたいと思います。 5 件ございます。八日市市・

24

議長

議長

永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会幹事会規程以下 4 件がございます。

まず、1ページをご覧いただきたいと思います。先ほど役員のところでご説明申し上げましたように、幹事会の設置規程でございます。この規程につきましては、規約第13条第2項に基づいて会長が定めたものでございます。

管轄する所掌事項につきましては、この合併検討協議会に提案する 事項に関して審議をいただきます。それから、後ほどご説明申し上げ ます事務事業の専門部会というものがございますが、その進行管理に 関することを所掌いたします。また、協議会の運営全般について必要 な事項でございます。

幹事につきましては、3ページに別表であげておりますが、助役、 収入役、合併担当部課長15名で組織していただきます。

4条、5条につきましても、組織、幹事長・副幹事長の職務等の規 定でございます。

6条、7条は、この幹事会の会議の規定でございます。

8条で、幹事会での協議経過及び結果につきましては、幹事長から 会長に報告するという規定でございます。

その他諸般の規定を設けまして、この規程につきましても5月15 日から施行するものでございます。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。専門部会でございます。規約第14条第2項の規定に基づいて設置するものでございます。この専門部会は、先ほどの幹事会の幹事長の指示を受けまして、規約第2条に掲げます事項につきまして専門的に協議・調整を行う組織でございます。

3条で、専門部会の組織をあげております。9つの専門部会を設けます。市町9名ずつですので、45名の方が専門部員として職に就いていただいております。その職名は、6ページにあげております職に就いておられる方が専門部員として事務事業の調整にあたっていただいております。

4条、5条につきまして、組織、役員について規定させていただい ております。

6条につきまして、会議の規定をあげております。

7条で、この専門部会の下部組織といたしまして、分科会の規定を 設けております。分科会は58設けることになっております。

8条でその報告でございます。専門部には部会長を置きますので、 その部会長は幹事長にその調整内容を報告するようになっておりま す。

その他諸規定を設けまして、この規程につきましても5月15日から施行いたします。

次に、7ページでございますが、事務局の規程でございます。規約

第16条第3項の規定に基づいて、事務局について必要な事項を定めているものでございます。

所掌事項といたしましては、本日開いていただいているような協議 会の会議に関すること、会議にかける資料の作成に関すること、その 他庶務に関することでございます。

事務局には、総務班、計画班、調整班という3班体制で組織をつくっております。

職員につきましては、局長、現在はおりませんが次長、主幹、その 他必要な職員を置くということで、各市町から派遣いただいておりま す。

5条は職員の職務、6条で職務権限と事務に必要な事項をあげております。7条で専決の規定、8条で代決の規定、9条で文章の取扱い、10条で公印の取扱い、11条で職員の服務等関係規定を規定いたしまして、本日から施行するものでございます。

次に、13ページは協議会の会計事務の規程でございます。これも 規約第18条に基づきまして、財務・会計に関して定めるものでござ いまして、2条から4条までは、予算についての規定をあげておりま す。5条から7条までは、協議会の予算の支出等の出納、現金の保管 等の規定でございます。8条で決算等の規定、9条で収入・支出の手 続きの規定を設けまして、この規程につきましても本日から施行する ものでございます。

最後に、16ページは、会議資料の閲覧要領を定めたものでございます。会議の資料には、この会議にかけます資料と会議録がございますが、これは公開するということで先ほどご説明申し上げましたが、資料の公開・閲覧ができる場所でございますが、1市4町の合併担当課、1市4町でそれぞれご指定をいただいた場所、それから本日立ち上げましたホームページでもご覧いただくことができます。

そのような取扱い要領を定めまして、本日から施行するものでござい ます。

以上5件が会長が定める規程等でございますので、どうぞよろしく お願いします。

ただいま事務局から5件の報告事項をご説明申し上げました。この 報告事項につきまして、何かご質問がありましたらお願いします。

(なしの声あり)

それでは、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

議長

議長

ありがとうございます。あと残された議題等につきましては、次の第2回協議会でいろいろ協議いただきます事項、合併の方針・期日などでありますが、これは提案の説明をさせていただきたいと思いますが、ここで10分ほど休憩させていただきます。

(休憩)

議長

再開いたします。

続きまして、第2回協議会で協議いただきます事項につきまして、 本日あらかじめ提案説明だけを行いたいと思います。協議第11号 合併の方式につきまして、事務局から説明を申し上げます。

事務局長

それでは、「協議第11号 合併の方式について」ご説明申し上げます。まず、訂正をお願いします。会長の名前の上の協議会の名前でございますが、八日市のところに「市」を入れていただくのと、「合併協議会」を「合併検討協議会」に、「合併」の次に「検討」の2字を追加していただきたいと思います。重要な議案から訂正を申し上げまして、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。合併の方式につきましては、新設合併の提案をさせていただきます。合併前の八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする、という提案でございます。

資料として、新設合併と編入合併の比較表をあげております。新設合併の方をご覧いただきたいのですが、まず定義は、二つ以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置く、というのが新設合併でございます。

その場合の市町村の法人格、これは地方自治法によって法人格が与えられているわけでございますが、合併関係市町村、これは合併前の市町村のことですが、この市町村の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村に法人格が発生するということになります。

次に、首長の身分ですが、特別職がすべてが該当いたしますが、法 人格が消滅いたしますので、それに伴いまして身分を失うということ になります。新市長につきましては、新しい市で合併の日から50日 以内に選挙を実施いたしまして、新市長が選任されるということにな ります。

議員の方々の身分は、原則法律上は首長と同じように身分を失うことになりますが、この場合は新しい市で選挙がされる場合もございます。これは後ほどまた、協定項目でございますので、ご協議をいただくわけでございますが、任期の特例が合併特例法で定められております。

次に、一般職の職員の身分については、法人格が消滅しその身分を 失うことになるのですが、合併特例法で規定がございまして、そのま ま身分が引き継がれることになっております。

首長・議会議員以外の特別職の方につきましては、首長と同じように法人格の消滅によりその身分を失うことになりますが、教育委員会の委員・選挙管理委員会の委員・固定資産評価審査委員会の委員につきましては、特例法で、選任までの間の暫定期間の特例の手続きが別に定められております。これは、後日提案いたします特別職の中でご説明申し上げます。

編入合併につきましては、新設合併と並べてあげておりますので、 ご覧いただきたいと思います。

その右に、新設合併をされた市町村と編入合併をされた市町村の最近の先進事例をあげております。以上でございます。よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明につきまして、何かご質問がありましたらお願いします。

(なしの声あり)

議長

それでは、「協議第12号 合併の期日について」ご説明申し上げます。

事務局長

「協議第12号 合併の期日について」ご提案申し上げます。

合併の期日は、特例法の期限が平成17年3月末でございますが、 平成17年(2005年)2月11日を目標として提案させていただき たいと思います。

合併の期日を考えるにあたりましての留意事項といたしまして、1番目は、合併の特例の期限でございます。合併の期日を考えるにあたり、特例期限内に定めることが数多くの優遇措置や特例が認められ、より住民に対する利益が見込まれると思われる。よって、市町村の合併の特例に関する法律の期限である平成17年3月31日までに合併を行う。

2番目に、合併の期日を協議するポイントですが、新市への事務引継ぎや公的行事、また一般事務の集中時期、住民の方々が異動されますので、住民票の異動や課税事務等の異動処理等から考えますと、9月から11月の間に合併するのが一番望ましいと思われます。しかし、この期日まで今回の日程で考えていきますと、協議会での協議期間、合併までの事務手続き、新市への事務移行準備等を考えると、あまりに期間が短く、円滑な移行が困難になると予想されますので、この9月から11月というのは考えにくくなります。

新市へのスムーズな事務移行を考えると、前後に休日、これは職員の異動やいろいろな物品等の移動等もございますので、休日を挟むほうが望ましいと考えます。

以上2点、特例期限を見据えながら、また協議のポイントを考慮した場合に、平成17年2月11日、建国記念日になるのですけれども、このあと2日が土・日で休日になりますので、この日が妥当ではないかということで提案させていただくものでございます。

ただ、総務大臣の発言にもございますように、今後、法改正によりまして特例の期限延長が生じた場合には、再考をお願いする場合があるかと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

右には、先進事例をあげております。

資料2は、先ほど申し上げましたものを図表化、時系列にあげております。真ん中に特例法期限の3月31日を置きまして、議会の定例会、予算編成、課税事務等、住民異動の転入転出の集中時期等を考えますと、2月11日がこの中ではいくぶんましな日程ではないかということで提案させていただきましたので、次回にご協議をよろしくお願いいたします。

議長

説明を申し上げました。何かご質問がございましたら、どうぞ。

髙村与吉委員 (八日市市) この留意事項ですけれども、一番最後に「法改正があった時は再考する必要がある」と書いてありますけれども、そのようなことを今から考えていたら合併できないのではないか。法は改正されないという考え方で進まなかったら、法改正があったら日を延ばしてもいいのだというような考え方では、とてもではないがやれないと思う。初めから留意事項で出してくること自体が、私は疑問に思います。

事務局長

基本的には、髙村委員からご発言のとおりでございますが、それで 平成17年2月11日を現在の法期限で目標といたすわけでござい ますが、あとの事務の移行の準備等を考えますと、そういう法改正が あった場合には再考いただいた方がいいのではないかということで、 留意事項にはあげさせていただきました。

議長

今ご意見がございまして、法改正を前提におくことは少しどうかと思うということでございまして、やはり当面、2月11日をしっかりと合併期限と目標に置いて、それに向けて全力で取り組んでいきたいと思っております。

ほかにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

### 議長

それでは、議論は次にお願いいたします。

次に、「協議第13号 新市の名称について」説明いたします。

### 事務局長

「協議第13号 新市の名称について」、提案内容は3点ございます。 新市の名称を決定する方針は、次のとおりとする。

1点目が、既存の名称を使わず、新市にふさわしい新たな名称を検討する。2点目が、住民が参加できるように、名称の公募を行う。3点目が、協議会規約第12条に基づく小委員会を設置し、この名称公募の募集要項、選定方針等を定めたうえで、候補となる名称の選定等を行う。以上3点が方針の提案でございます。

新市の名称につきましては、以前は、合併関係市町の名称の一部を 単純に組み合わせた例が多かったわけですが、最近では、その地域の 歴史や文化、地理的条件を考慮し、名称を選択することが多くなって おります。

合併後の住民の一体感を醸成しやすく、新市への愛着を持ってもらいやすくするため、住民からの公募を行っているところが多数となっております。

また、既存の名称を使わないということにつきましては、その名称を使いますと合併協議が難航、協議会を解散している例が多くございますので、下に書いておりますような現在の市町名に「市」をつけたような形の名称は使用しないという提案でございます。

先進事例といたしまして4件あげております。あきる野市につきましては、その地域の呼び名"あきる野台"から取られたようにお聞きしております。

滋賀県では、高島地域と彦根地域の合併協議会先進事例をあげております。それぞれやり方が違うわけですが、現在の提案は、高島地域合併協議会のやり方と同じような形の提案でございます。

資料 2 につきましては、現在の 1 市 4 町の名称の由来等をあげておりますので、ご覧いただきたいと思います。

一番最後に、小委員会の設置要領(案)を付けております。これは、 先ほど小委員会規程でご説明申し上げましたが、この名称選定につき ましては、募集要領、選定方針等を、このご選出いただきました小委 員会でご決定いただいて、それから募集をかけまして、名称の候補を 絞っていただいて、この協議会でご決定いただくということにしたい と思いますので、10名以内の委員さんをご選出いただく小委員会の 設置要領も同時に提案させていただきたいと思いますので、どうぞよ ろしくお願いいたします。

### 議長

説明内容につきまして、おわかりいただいたでしょうか。 それでは、以上3件につきしては、第2回協議会でご審議をいただくことになろうかと思います。 以上をもちまして、本日の協議事項あるいは報告事項のご承認をすべていただきました。長時間大変ありがとうございました。

司会

どうもありがとうございました。

それでは、事務局から次回の開催についてご連絡申し上げたいと存じます。第2回協議会につきましては、5月29日木曜日、時間は本日と同じく午後2時から、会場は永源寺町のふるさと文化体験学習館となっております。

主な内容につきましては、先ほど提案させていただきました合併の 方式、合併の期日、新市の名称について協議をお願いする予定をいた しております。また、第3回目にご協議をお願いします提案事項とい たしまして、事務所の位置、特別職ならびに一般職の身分の取扱いに ついて提案させていただく予定をいたしております。

なお、次回の傍聴人数につきましては60名を予定いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、事務局からの連絡事項になりますが、本日お配りいたしました資料等につきましては、次回の協議会におきましてもご持参いただきますよう、よろしくお願いいたします。たくさんの資料がございますので、ファイル等を準備しております。穴も開けておりますので、それでもって保管していただきたいと思います。

それでは、最後に会長が閉会のごあいさつを申し上げます。

会長 (中村功一

八日市市長)

本日は大変長時間にわたり、誠にありがとうございました。第1回ということでございまして、これから本格的な協議をいただくわけでありますが、協議の内容が、何度か説明いたしておりますとおり大変多くございます。積極的な皆さんのお取り組みによって協議をいただきたいと思っております。

もう2年を切っております。そして、皆さまに具体的な協議をしていただく期間は1年余りということになりますが、急がなくてはならない事項も大変多くございます。第2回目の協議以降、いろいろご苦労をおかけいたしますけれども、この地域の合併が本当に円滑に、そして実のある協議がされますように心からお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。本日はありがとうございました。

司会

それでは、これをもちまして第 1 回目の合併検討協議会を閉会させ ていただきます。

なお、お帰りの際には出口で名札をご返還いただきますようお願い 申し上げます。

どうもご苦労さまでございました。

(閉会)